

第21回 二十五三昧会

相続の基礎講座

講師: 恵須川 満延 (行政書士: 恵須川総合事務所)

2015年1月25日(日)

14:00 ~ 16:00 勉強会
16:00 ~ 17:30 茶話会 (酒話会)] 本堂
にて

参加
自由



法律に出てくる言葉と言うのは実に分かりにくいと思いませんか。読んでも頭に入ってこないし、もちろん心にも届かない。(もしかして、法律の条文を読んで感動する人もいるかもしれないが…)「とにかく、苦手」と言う方はかなりの割合でおられるのではないのでしょうか。ところが、上手に説明してもらおうと、意外と「なんや、そんなことやったんか」と合点がいくことが多い。

今回は、2回目の登壇になる平野で事務所を開いておられる恵須川さんに「相続」の基礎の基礎から教えてもらいます。

皆さん、たとえば、——被相続人・相続人とは？ 法定相続人とは？
相続順位とは？ 直系尊属とは？ 直系卑属とは？ 相続の割合は？
お金・土地・貴金属…何を相続できるの？ いつまでに相続すればいいの？
遺言はどこまで効力を持つの？……などなど、なんとなく知っているようで、よく分からないことだらけではありませんか。実は私がそうなんです。そんな私のような「法律は苦手」の方のために、原理原則からじっくり教えていただきます。(住職 記)

檀信徒以外の方も、曹洞宗以外の方も、初めての方も、どうぞお気軽にご参加ください。
主催：観瀧山 岡本寺 TEL.072-793-0203